

## 千葉県卓越した技能者表彰要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位の向上及び技能水準の高揚を図ることを目的として、千葉県表彰規則及び千葉県表彰事務取扱要綱に基づき必要な事項を定める。

### (表彰者及び被表彰者)

第2条 表彰は、次の各号のすべてに該当する者について千葉県知事が行う。

ただし、商工労働関係の知事表彰を受けた者は、その表彰を受けた日から5年以上経過していること。なお、商工労働関係の知事表彰には、千葉県指定伝統的工芸品の指定を含めるものとする。

#### (1) 千葉県内に就業している者

表彰日現在において、千葉県内に就職している者又は事業所を営む者であること。

#### (2) 卓越した技能を有する者

熟練工としての技能を持つ者のうち、特定の技能に極めて優れた者で、その技能について県内の業界において第一人者と目されていること。

なお、技能検定職種については原則として1級技能士以上の者であること。

#### (3) 現役の技能労働者として従事している者

卓越した技能を要する職業に関して、表彰日現在において、現役の技能労働者として従事している者であること。

#### (4) 技能を通して労働者の福祉と産業の発展に寄与した者

就業を通じて、後進技能者の指導あるいは技能者の教育訓練にあたり、技能者の育成に寄与した者。

また、当該技能に関して工夫、改善を行い、生産性の向上に努める等により、技能者の福祉の増進あるいは産業の発展に寄与した者であること。

#### (5) 他の技能者の模範と認められる者

勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。

また、過去において、刑罰を受けるなど社会的に非難されるような行為のない者であること。

(推薦)

第3条 全県を対象とする同業者団体及び同業者団体の無い業界における従業員21名以上の事業所(以下「推薦団体」という。)の代表者は、千葉県の卓越した技能者にふさわしい者を知事に推薦できる。

2 市町村長及び職業訓練団体の代表者は、推薦団体に属さない者で千葉県の卓越した技能者にふさわしい者を知事に推薦できる。

3 推薦は、次の書類を知事に提出して行うものとする。

- (1) 推薦書(様式1) 1部
- (2) 調書(様式2) 1部
- (3) 誓約書(様式3) 1部
- (4) 住民票の写し 1部
- (5) 写真(本人、上半身・正面脱帽カラーのサービス判) 1葉
- (6) 技能・功績を立証又は説明する資料 各1部
- (7) 推薦団体の概要を示す資料 1部

(選考)

第4条 知事は、1つの職種について原則として1名以内で選考する。

2 選考にあたっては、千葉県卓越技能者選考に関する検討会議の検討内容を参考にした上で、知事が決定する。

3 千葉県卓越技能者選考に関する検討会議に関し、必要な事項は別に定める。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、千葉県職業能力開発促進大会において表彰状(様式4)を授与して行う。

(個人情報の保護)

第6条 推薦者は、推薦のために収集した被推薦者の個人情報を推薦以外の目的に使用してはならない。

(選考結果)

第7条 選考の結果は、被表彰者及び推薦者に通知するものとする。

附則

この要綱は、昭和47年5月25日から実施する。

附則

この要綱は、昭和54年7月25日から実施する。

附則

この要綱は、昭和58年4月20日から実施する。

附則

この要綱は、昭和61年4月20日から実施する。

附則

この要綱は、昭和63年5月17日から実施する。

附則

この要綱は、平成7年4月21日から実施する。

附則

この要綱は、平成8年5月20日から実施する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成17年6月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成24年2月16日から実施する。

附則

この要綱は、平成25年5月16日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年5月17日から実施する。